

月刊 労運研レポート No. 7

2015年1月10日号

- | | | |
|------------------------------------|--------|-----|
| ・ 巻 頭 言 「安倍政権の暴走を阻止し、労働運動再生の年に！」 | 千葉 雄也 | 3P |
| ・ 15春闘の課題と闘い | 中岡 基明 | 5P |
| ・ 貧困・格差の拡大を許さない15春闘を中小労働者の闘いで実現しよう | 平賀 雄次郎 | 7P |
| ・ 派遣労働の全面解禁、生涯派遣を狙う悪法を葬り去ろう | 遠藤 一郎 | 9P |
| ・ 混合組合の活用と新たな公務労働運動の展開 | 山下 恒生 | 11P |
| ・ 「地方短信・上越地区労組会議の現状と課題」 | 牧田 正樹 | 13P |
| ・ 「女性投稿コーナー・職場も社会も変えるために声を上げよう」 | 小城 智子 | 15P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信 ■年間 2000 円

■<http://rodoundokenkyu.jimdo.com/>

■郵便振替 00130-7-360171

労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

巻頭言

2015 年にあたって

安倍政権の暴走を阻止し、労働運動再生の年に！

千葉 雄也（労運研事務局次長）

明けましておめでとうございます。

2015 年が始まりました。2015 年は戦後 70 周年、春闘開始 60 周年にあたりますが、私たち労働者民衆にとって戦後最悪の年になることが予想されます。だからこそ 2015 年の社会をどのようにとらえ、どういう運動をつくるのかが問われていると強く感じます。新年早々、荷が重い課題ですが、巻頭言の順番になっていますので率直に問題提起をしたいと思います。

総選挙の結果は今さら言うまでもなく、「熱狂なき圧勝」と揶揄されたが、3分の2以上の議席数を獲得し、安倍政権の基盤を盤石にした。安倍政権は暴走を加速させ、アベノミクスの破たんを、消費増税や大資本優先の政策によって人々に犠牲を転嫁する。法人税減税、労働法制改悪、集团的自衛権の法制化を強行し、憲法の改悪を日程に乗せることは必至である。2015 年は戦後史の分水嶺に立っていることは云うまでもないが、日本資本主義の大きな転換点でもあるのではないかと思う。水野和夫氏に代表されるが、政権や金融資本主義の中枢にいた人たちからも「資本主義の終焉」が語られ、書店ではベストセラーになっている。出口が見えない閉塞感が充満する中での選挙であった。アベノミクスの失敗が語られはじめ、新聞報道でもその危険性について指摘が始まっていたが、結果をみれば「景気回復」への期待幻想は強く、アベノミクス以外に他に選択枝を見つけることができなかったということだろう。しかし悲しいことにそのつけは勤労者に回ってくる。

2014 年総選挙の特徴の一つである投票率が 52.66%と過去最低、過半数を辛うじて超えたにすぎなかったこともそれを物語っている。半数近い棄権の底には困窮に苦しみ、平和と脱原発を願う多くの人々が信頼できる有力な政治勢力を形成できていないことへの不信とあきらめではないか。

政治不信・議会不信の増大は、結果、労働者大衆の困窮をさらに深めるだけでなく、それは民主主義を危うくする勢力を呼び出しかねないことに私たちは常に注意が必要だと思う。「次世代の党」の壊滅的後退を歓迎しつつも「維新」が一定の支持を得たことに留保する必要がある。自民党を右から揺さぶる極右政党の根は深いことを考慮しておかねばならないだろう。

もう一つの特徴は「共産党の躍進」と沖縄での全勝である。赤旗は「自共対決時代」「新 55 年体制」の始まりと歓喜に踊っているが、躍進は良としても現実はそう簡単ではない。共産党だけではこの深刻な事態を打開できないことは衆目の一致でもあるし、古くから言われる「この党の体質」は労働者民衆を包摂する「共同戦線」の中心になることへの限界を示していると思う。ようするに共産党が中心で安倍内閣の暴走を止めることはできない。大衆運動も労働運動も大きく結集することはできないということだ。それは私たちの度量の狭さではなく、現実はそうだ、というしかない。

社民党は踏みとどまったものの、単独では反撃の展望を見出すのは困難ではないだろうか。共産党も、社民党も、労働運動の後退とともに組織の脆弱を露呈している。高齢化と活動力の低下は誰もが指摘することである。もちろん懸命な努力を否定はしないし、青年ユニオン等、魅力ある取組みに学ぶことは多い。今回の選挙結果はその努力の結果でもあろうが、時代の危機はそれをも飲み込んでしまうであろう。沖縄のように広範な戦線をつくりだすには、一部の党が作り出すのではなく、大衆がつくりだす、闘いが作り出すという古くて新しい教訓である。自公政権の戦争のできる国作りや改憲を阻止するためには、勤労大衆とともに闘いを職場や地域で作り上げていくしかない。また、その闘いを通じて、民主主義を取戻し、労働運動を再建してゆく展望をつかんでいくしかありませんが、そのためにも核となる労働者大衆運動を中心とした新たな政治勢力の結集が不可欠である。このことについては多分皆さんもそんなに違いがないだろうと思う。

わたしたちは多くの仲間たちと直ちに反撃の態勢を作らなければならないが、力量も守備範囲も限定されている。「ピンチはチャンス」という言葉があるが、2015年は戦後最大のピンチの年になりそうだが、新たな時代を切り拓く胎動の年、チャンスとも云えるのではないか。そんな大言壮語は皆さんの鬨をかうことは目に見えているが、新年冒頭ということで許しを得て、少し夢を語らせてほしい。

新自由主義の思想・政策は、資本の利潤獲得の自由を保証することを目的とし、その自由を制限する規制の緩和・撤廃、投資の制限の撤廃、強いものが勝つ、が本質であり、これが行動基準だ。まさに企業数からいえば1%にもならない一握りの多国籍大資本が経済だけでなく、政治もマスコミも、文化を動かし、財政・税制を牛耳る主役である。しかし、労働者・国民大衆の生活悪化、窮乏化の事実は隠しようがなくなっている。それ故に安倍政権や経団連は、株高・円高・円安で生じた利益の一部を「帝国主義的買収」とでもいうような大企業労働者に「賃上げ」と称し「官制春闘」を演じてみせる。しかしそれもほんの一部に限定され、広範な基盤を調達することはできない。それどころか金融緩和による株式バブルの維持は、その大崩壊の要因の危機を深める。「盤石安倍政権」は砂上の楼閣であり、日本資本主義の司祭は自らこれを修正する力がない。期待は幻想であり、労働者運動を中心とした民衆自身の闘いでしかこれを変革することができないことは自明のことである。ではわれわれ労働者運動が主体の担い手として意識と実力を形成・確立するためには、どこから、どの場で、どんな取り組みが必要なのだろうか。

2014年は「アベノミクス幻想」に攪乱されながらも「脱原発」「集団的自衛権反対」等の大衆運動が、組織的にも、自然発生的にも盛り上がりを見せた。「戦争をさせない1000人委員会」がそれに大きく寄与したことは誰もが認める。「1000人委員会」の結成と取組みの影響をうけ、全国の地域共闘や地区平和センター等も活性化し始めたとの報告もある。

労働法制改悪法案に対する中小労働運動の奮闘も特筆される。「雇用共同アクション」の取り組みは、「日本労働弁護団」の働きかけもあり労働三団体の一日共闘を引き出すだけでなく、兵庫等での駅頭署名の取り組みにもつながった。非正規・正規労働者の差別をゆるさない労契法20条の裁判闘争は、チャンピオン闘争して郵政ユニオン・メトロコマースや全日建連帯が先陣をきった。

もちろんすべてが懸命の努力だが、これだけでは安倍政権の暴走を止めることも、新自由主義からの転換を政府に強いることはできない。選挙結果から見ても自明のことである。しかし、私たちの仲間は立ち上がり、闘う経験を積みつつある。2015年、知恵も工夫も相談も、何より覚悟も必要になる。もちろんバージョンアップも全国化も喫緊の課題である。

労運研は「非正規・正規の連帯」と「全国の仲間の共同・連帯」をキーワードに集うネットワークと思っている。この課題に応えるなら2015年は、日本労働運動再生の胎動の年とすることができのではないかと。平和・脱原発と地域労働運動の固い共闘、労働法制の抜本的改正のための全国行動、20条裁判を支援し、職場から差別をなくす全国共闘、人間らしい労働と生活を求める全国統一行動等々、名称や形体はその時々だが、多分私たちの仲間では誰もが反対しないであろう課題を、ナショナルセンターの壁を超え取り組む、そんな準備に汗を掻く一年にしませんか。

15 春闘の課題と闘い

差別を許さない、権利を譲らない職場闘争の再建を！・・・職場で労契法 20 条闘争を！

中岡 基明（共同代表）

12月14日に投開票された総選挙の結果、与党で3分の2議席を得た安倍首相は「アベノミクスは信任を得た」と豪語し、成長戦略を一層のスピード感を持って推し進めることを宣言した。アベノミクス第三の矢と云われる成長戦略は「日本の稼ぐ力を取り戻す」ことであり、企業が世界一活躍しやすい国へと転換を進めるためのものである。その中心的課題が法人税減税と「岩盤」とされる労働法制の規制緩和である。

昨年4月、消費税が8%へ引き上げられ、円安によって生活必需品の高騰が続き実質賃金も減少を続ける中で、正規職労働者は減少し非正規労働者は2,000万人を超えたのである。非正規労働者の多数は年収200万円に満たない状況となっている。職場では人権無視の長時間労働とハラスメントが蔓延し、労働者間には差別と分断によって対立を煽り、団結をさせない過酷な労働環境を作り出している。

15春闘は安倍政権のこうした施策と全面的に対峙し、労働者が安心して働くことが出来、人間らしく生活できる社会を取り戻す闘いでなければならない。「春闘」という言葉さえ既に死語といわれ、春闘という言葉に「官製」という冠をかぶせて報道される時代である。労働組合の存在感は薄れ組織率は減少を続けている中で、15春闘も同じ轍を踏むことは許されない。

同時に安倍首相は福島原発事故を無かったものとして再稼働を進め、戦後レジームの脱却を云って平和憲法を破壊する新たな「戦前」を再現させようとする時、労働組合として社会的課題に全力で立ち向かう責務も求められている。

闘いの課題

15 春闘はまず実質賃金を回復させ、人間らしく生活できるための大巾賃上げ獲得に全力をあげることが必要である。その肝は「権利を守り広げる闘いであり、差別を許さない闘い」でなければならない。

まず、労働者の圧倒的多数を占め、アベノミクスのご利益も届かない中小零細企業労働者と非正規労働者の生活を防衛するためには経営の大幅な賃金引き上げを引き出させることである。消費税引き上げ、物価高騰分に加えて最低生計費としての賃金補償を実現させることである。既に2014年に消費税は8%へ引き上げられ、延期されたとはいえ2017年4月には確実に10%へ引き上げることが安倍首相は明言している。そして、2%以上のインフレを実現することも政策の柱としているのである。実質賃金を維持するためには最低7%以上の賃上げが必要となるのである。

14 春闘が「官製春闘」と揶揄されたように、安倍首相が財界に働きかけて賃金引き上げが実現した。景気の好循環のために企業業績の向上に労働側が協力するという見返りであった。そして労働者派遣法など労働法制の改悪攻撃が一段と強められてきたのである。いま、15 春闘を前に政労使会議では再び首相による財界への賃上げ要請が行われ、同時に賃金体系の見直しとして「年功序列型賃金から、成果給賃金へ」と迫られているのである。そして第一次安倍政権の時代に過労死促進法・残業代ゼロ法として批判を浴び、撤回を余儀なくされたホワイトカラーエグゼンプションの導入が再び画策され、既に労政審で議論されているのである。先の臨時国会で廃案となった労働者派遣を全面自由化する改悪案と共に早ければ通常国会で上程され、強行成立させられようとしているのである。15 春闘の大きな獲得目標である大巾賃上げは労働者の権利を譲る見返りであってはならないのである。奴隷労働への道は拒否しなければならない。

非正規労働者を闘いの主体にした共同の職場闘争を！

ところで、非正規労働者の組合への組織率は労働組合員の10%にも満たない。大多数が労働組合に参加していないか排除されている。この非正規労働者の要求を実現し、権利拡大なくして闘いの発展はない。雇用形態の違いを理由とした差別が職場を支配している。パート、契約社員、下請け、期間工、請負など同一作業に従事しながらその労働条件は千差万別、恣意的に設定され基本給は当然のこととして忌引きなどの諸手当も差別され、福利厚生さえ排除される実態を誰も目にしているところである。生活さえ維持できない薄給に追いやられ、労働組合からも排除されている実態は明らかである。同じ職場で働く労働者を仲間としてさえ意識されない現状を打破しなければ闘いの帰趨は自ずと明らかである。労働者として生活できる最低賃金の補償を求める闘いに非正規労働者が立ち上がり、正規労働者と連帯して職場闘争を闘うことこそ決定的に重要である。

その萌芽は広がり始めている。2014年施工された労働契約法の20条を使った闘いが広がり始めている。労契法20条は「雇用期間の定めを理由とした不合理な労働条件の禁止」を定めた。昨年、郵政産業労働者ユニオンや全国一般全国協東京東部労組メトロコマース支部、全日建運輸連帯労組の組合員が経営を相手に相次いで損害賠償裁判を提起して闘っている。非正規労働者故の様々な差別を一つ一つあぶり出し、不合理な差別として告発しているのである。この裁判は多くの非

正規労働者から注目され、今後、各企業に波及していくことは必至である。

この裁判で指弾されている差別構造はあらゆる企業・職場で現存するものであり、経営による労働者支配の根幹をなしているのである。私たちは職場でこそこうした差別を許さない闘いが求められているのである。その闘いを通じて労働者は雇用形態や、国籍、性別を超えた団結の礎が築かれ、権利は守られることを確認できるのである。新自由主義の下で公務員労働者と民間労働者が対立させられてきた私たちの弱点を克服しなければならない。

15 春闘は安倍政権・財界による労働法制改悪攻撃や憲法 9 条の破壊、原発再稼働や沖縄辺野古新基地建設強行などに反対する大きな社会的課題にも直面している。安倍政権との全面对決になるが職場地域から労働者としての団結と決起なくして勝利は困難である。改めて労働運動の原点をしっかりとらえ返し春闘をすべての労働者のものとして闘いの広場としていかなければならない。

貧困・格差の拡大を許さない 15 春闘を中小労働者の闘いで実現しよう

全国一般労働組合全国協議会

中央執行委員長 平賀雄次郎

■ 貧困・格差の拡大を許さず、歴史の逆流を押し返そう

2015 年の年が明けた。戦後 70 年を迎えるこの年、安倍政権が昨 12 月総選挙で再び衆議院与党三分の二を越え、日本の政治・社会状況は深刻な事態を迎えている。

これまで 2 年間の安倍政治に政策批判として対抗できない野党勢力の問題点は重大とはいえ、投票率が戦後最低 52.66%であったことは、人々の政治への不信と無力感の表れといえる。自民党は選挙区得票数を 18 万票減らし、前々回 09 年の 522 万票減、前回の 166 万票減に続き、一貫して票を減らし続けている。有権者全体の約 4 分の一の得票で、3 分の 2 近くの議席を得たのは小選挙区制度の問題に他ならない。しかし、この不信と無力感が、歴史の逆流に棹さず危険も大きい。

15 春闘に臨む全国一般全国協の取り組みを報告したい。

■ 新自由主義・規制緩和に反撃する

政治の貧困化の下、円安・株高で一部大企業の高収益が続く。生産・企業活動の世界化で輸出は伸びず実体経済の停滞は続いている。さらに雇用現場の非正規化拡大で格差と貧困が急速に広がっている。その一方で、高額所得者優遇の累進課税緩和、法人税減税、社会保障給付の削減で社会的富の再配分機能が失われた。いまやアベノミクスは労働者国民生活の停滞によってのみ保障されているといえる。

今後、事態はますます悪化する。金融緩和の追加実施で、既に日銀が買い取った国債残高は 250 兆円近くになり国の借金の 24%を占めるが、その流れ出た資金の大半 170 兆円は日銀に預けられたまま市中に出回らない。史上空前の内部留保の大企業と借金まみれの国家財政の下で、格差と貧困、経済・政治の不安定化が広がる。春闘の社会的波及力：大企業労働者の賃上げが、国民全般に広がり成長を支えるという構造は失われて久しく、いまや大企業集中の賃上げが貧困と格差を拡大・固定化する事態となった。

2.07%、5926 円という 9 年ぶりのベア実現とされる 14 春闘にもかかわらず、その後も労働者の実質賃金は下がり続け直近の 14 年 11 月には前年比 4.3%減、17 ヶ月連続の減少となっている。上昇したとされる賃金総額も 11 月前年比 1.5%減となり、9 ヶ月ぶりの減少（毎勤統計）でアベノミクス‘成長経済’の破綻と官製春闘の正体が明らかになっている。

拡大する格差・貧困に歯止めをかけ、雇用の非正規化・不安定化を押し返すために中小企業労働者、非正規労働者の賃金底上げを実現する闘いこそが 15 春闘だ。

■ 15 春闘の課題、職場の闘いを強化する

全国一般全国協は、2 月 1 日、春闘各県代表者会議を開催して、ストライキ体制を確立し 15 春闘のスタートをきる。中小企業全体を覆う重苦しさの中、労働者の生活再建こそ苦境突破の一里塚として 7%、20000 円以上の賃上げ要求を提出する。非正規労働者が増え続け 2012 万人全体比 38%となっている現実、中小労働現場に重くのしかかり、正規・非正規ともに低賃金、長時間労働がはびこり職場の労働のあり方を変えている。働く者が拠り所とできる労働・協働の場の再構築をめざし、しっかりした要求と徹底した職場闘争に取り組む。

■ アベノミクス第三の矢＝労働法制規制緩和＝貧者への収奪を許さない

アベノミクス第三の矢は、「民間需要の喚起」として TPP 容認、法人税率引下げ、原発再開・輸出のエネルギー戦略などを進める。民間企業活性化の鍵として法人税減税とともに労働法制改悪がある。それは社会の大半を占める中小企業労働者、非正規労働者への更なる収奪を法的に強制するものだ。今後、解散前の 14 年 6 月閣議決定した「日本再興戦略」改訂版の内容のまま、2 度も廃案となった労働者派遣法改悪の再提出を始め、新たな労働時間エグゼンプション導入・限定正社員制度・金銭による解雇自由などが新年国会から審議される。“いつでも・どこでも・誰もが派遣労働者”の派遣法改悪に続くのは“残業代ゼロ・過労死促進”の労働時間エグゼンプションだ。憲法の労働条件法定主義のもと 1 日 8 時間 1 週 40 時間の客観基準を決めている労働時間規制を、基準のない「成果」に置き換え使用者の専横を許す憲法違反かつ長時間労働強要の悪法である。労働法制規制緩和を許さない正規・非正規・官民一体となった社会的闘い・15 春闘の前進が、貧者への収奪・格差・貧困の拡大を止める第一歩であり、労働運動の社会的広がりへの鍵となる。

同時に職場の労働組合として、労働時間規制の徹底した点検・取り組みが必要だ。週 60 時間以上の時間外割増 50%以上の中小企業適用除外廃止は言うに待たず、過去 20 年余り続く年間 2 千時間を越える労働時間の短縮に向けて、36 協定の改善・強化、有給休暇消化に取り組むことが春闘の課題だ。そのためには職場点検に基づく要員確保を要求し、非正規労働者を含む職場全体の均等待遇実現に取り組んでいく。

■均等待遇確立と雇用保障を攻勢的に取り組む

均等待遇確立は、職場の非正規労働者の権利確立と組織化の実現の闘いである。労働契約法（2013年4月改訂）20条「不合理な労働条件の禁止」は、蔓延する非正規差別労働条件への反撃の手がかりだ。賃金のみならず休暇福利厚生など現実的課題は山積みである。職場要求に合わせ、告発等の社会的法的手段による闘いが重要だ。

同18条「連続5年を超える有期契約の無期転換」も、14年臨時国会で特例10年が研究者等に認められるなど骨抜きが続いているが、現実には「5年無期転換」を「5年打切り」と脱法解釈する雇用契約が横行している。法施行5年に向け、契約不更新を強要する動きに反撃の闘いが必要だ。

■最低賃金確立の闘いを広げる

春闘の社会的影響力回復のためには、未組織の多くの労働者のセイフティネット構築が不可欠だ。全国一般は地域最賃の大幅向上のための運動に取り組んでいるが、15春闘においても地域での共同の闘いを強化する。全国一律最賃制確立や官民一体での公契約条例制定運動とも連携していく。同時に、非正規への社会保険適用の拡大、介護保険・年金の改悪反対を通じて社会的セイフティネット確立に取り組む。

■中小合同労組の全国的連携を強める

貧困・格差は、既存の労働組合から排除された労働者の権利侵害を拡大している。一人一人の労働者の困難を個人加盟労働組合として共有する労働相談活動は、全国各地で粘り強く取り組まれている。個人から集団へ労働者の権利を拡大するためには、個人加盟と職場組織をつなぐ個人加盟中小合同労働組合の全国的連携が不可欠である。15春闘の闘いを通じて経験交流、争議共闘など連携を強めていきたい。

■ 戦後70周年、歴史の身勝手な修正を許さず、アジア・世界と結ぶ友好・平和の道へ

今年は、戦後70年、全世界で第2次世界大戦への反省と総括が取り込まれる。その一方で、日本の政治日程には憲法改悪・原発再稼働・戦争体制のための法整備が上る。戦争への反省によって世界の信頼を得る努力を否定しヘイトクライムや戦争挑発に向かう動きに対決する批判と運動が必要だ。その第一歩として、全国一般全国協は15春闘にあわせ職場討論を組織し、3月上旬、昨年を引き続き多くの労働組合と共同して福島連帯・脱原発キャラバンに取り組んでいく。

派遣法改悪法案2度目の廃案に！

派遣労働の全面解禁、生涯派遣を狙う悪法を葬り去ろう

遠藤 一郎（事務局次長）

<安倍の雇用破壊攻撃 14年臨時国会の経過と攻防 若干の総括>

日本再興戦略14年改定版の成長戦略の柱として、労働分野の規制撤廃、企業が世界で一番動きやすい国＝労働者が使い捨てられる、雇用破壊社会＝作りを打ち出し、その最初の攻撃として派遣

法改悪法案が国会に上程された。

通常国会では提案の法文に誤りが見つかり、社会保障改悪一括法案の審議もあり廃案になった。秋の臨時国会では、なんとしても通すと言う政府財界の動きに対し、すべての労働団体が反対を表明、日弁連、労働弁護団など法曹界や労働法学者の反対も表明され、臨時国会の最大の対決法案とされた。労働者派遣法改定案は10月28日、衆議院本会議で審議入りしたが、衆議院厚生労働委員会での本格審議開始の直前の理事会で、公明党が修正案を提出、野党の反発で紛糾、委員会開催が見送られる事態となった。与党の一部から、審議も開始されない段階で修正案が出されたということは、政府提出の法案そのものに欠陥があることを証明している。「提案を破棄し、出し直せ」と野党から猛反発が出て、審議冒頭から大混乱（10月31日）。

さらに、野党の反対を押し切って委員長職権で審議を強行（11月5日）したが、塩崎厚生労働大臣が、「三年後の派遣継続に関する労働組合の意見聴取＝全面的反対意見であっても、意見を聞けばよい＝」に関して、正反対の答弁をして、大臣が法案を理解していないことが暴露され、再び野党から厳しく糾弾された。それでも、なんとしても法案を通したい自公両党は、全野党出席拒否にもかかわらず、首相出席委員会審議を強行（11月7日）した。

雇用共同アクション（註）は、国会審議日に合わせ、毎回、委員会傍聴、国会前集会を開催。10月31日、11月5日、7日、12日、連続行動に取り組み、「派遣法廃案」を訴え続けてきた。連合も国会前抗議、座り込み行動を取り組み、総労働の反対の陣形が作られた。

全労協は、雇用共同アクションの行動を全面的に取り組みと同時に、宣伝用テープの作成、各地方での情宣活動、議会要請、全国署名に取り組み、終盤の山場では、議員要請 FAX を集中した。マスコミも、生涯派遣で雇用は劣化しないか、格差拡大につながらないか、と取り上げ注目した。

安倍政権の突然の解散の動きが出て、国会は大混乱し、臨時国会での派遣法の廃案が決まった。全労働者の反対の声が国会に集中し、通常国会に続き2度目の廃案を勝ち取ったことは、闘いの大きな成果だ。

<派遣法改悪法案が根本的欠陥法案だったことが廃案の主要因>

<15年通常国会への再上程を阻止しよう！>

派遣業界は、法の成立を前提に、15年4月から「派遣労働の拡大」「使い勝手がよくなる」とこの間、大々的に宣伝してきた。その関係からいっても、政府・財界はなんとしても派遣法改悪案を三度国会に上程しようとしている。本質的には今回の派遣法改訂法案が、提案者が欠陥を自覚するほど悪い内容であり、担当大臣が自ら常識に沿って行った答弁が、通用しないほど「常識」外れの法案だったことが暴露された。派遣労働は臨時的・一時的に限定されるべき、従って3年以上同じ部署で派遣を使い回すことはできない、3年過ぎたところで組合の反対意見が出れば、それを尊重すべきなのだ。このことを大々的に宣伝し、欠陥法案を再び国会に提出させない取り組みを強化していかなければならない。そして、真に派遣労働者の生活と権利を保障するために、均等待遇の確立、製造業派遣、登録型派遣の全面禁止を求めていく。

<全国運動の強化と派遣労働者の怒りの声を突き出す取り組みが必要だ>

秋の臨時国会での派遣法反対闘争が全国的労働者の反撃を作り出したかといえ、決して十分なものとはいえなかった。法の根本的欠陥、敵失、そして我々の闘いで廃案を勝ち取ったとはいえ、総選挙で「信任」を受けたと称する安倍の次の攻撃を跳ね返すには、全国的闘争陣形づくりと、より一層の当事者の怒りの声の結集が必要だ。

雇用共同アクションは、派遣法改悪、労働時間規制撤廃、解雇の金銭解決に反対する全国署名を取り組むことにしている。雇用共同アクションの枠を超え、この署名をすべての労働組合で取り組む努力を追求しよう。

<労働時間規制の撤廃 ホワイトカラーエグゼンプション導入阻止の闘いと結合を！>

<15年を雇用破壊攻撃との対決の最大決戦の年として、闘いの準備を！>

過労死促進法、残業代ただ法案が労政審で審議されたおり、15年通常国会にも上程が予測されている。安倍の雇用破壊攻撃の第2の柱が、労働時間規制撤廃攻撃だ。

労働政策審議会に建議を出させない闘いを年初から取り組んでいこう。15年が雇用破壊攻撃との決戦の年と位置づけ、闘いを準備しよう。

註 安倍の雇用破壊に反対する共同アクション（雇用共同アクション）

構成団体 日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）全国港湾、航空連、純中立労組懇
全労連、全労協、中小労組政策ネット、首都圏ユニオンネット
東京争議団、権利総行動実行委 10団体

「混合組合の活用と新たな公務労働運動の展開」

山下恒生（全労協オルグ、大阪教育合同労働組合特別執行委員）

混合組合の出現の必然性

混合組合とは、適用法規が異なる労働者で組織される労働団体をいう。地方公務員にあつては常勤の一般職には地方公務員法（地公法）、非常勤などの特別職には労働組合法（労組法）、現業職員には地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）が適用される。

昨今の地方自治体の財政難あるいは公務事業の民間資本への開放などによって、公務職場においては臨時・非常勤職員あるいは派遣労働者が増加している。学校現場ではかつては病欠代替、産休代替などに限られていた臨時講師・職員が、今は正規教職員の代替として常勤で雇用（任用）されている。

これら公務職場の労働者を、適用法規別の組合に組織する場合、地公法適用者は職員団体、労組法適用者は労働組合となる。他方、これらの労働者が一つの組合に組織されると混合組合となる。そして正規・非正規が一緒に働く職場の実態は、混合組合の有効性を浮上させている。

労働委員会・裁判所の見解変更及び水準

大阪教育合同労働組合は 1989 年結成当初から、非常勤講師・職員も加入する混合組合として出発した。職場の差別に反対し、「本工主義からの脱却」を組織方針の基軸にすえた。

非正規公務員の賃金・労働条件が劣悪であることから、団交は非正規の事柄に集中した。しかし、安上がり使い捨てを追求する使用者（大阪府）は要求を受け入れず、かつ不誠実団交が続いた。1992 年、組合は労働委に持ち込んだ。

この時、大阪地労委及び大阪地裁・高裁は、混合組合の存在は認めたものの、組合は構成員の主体が地公法適用者だから職員団体であり、従って労働委への救済申立適格を有しないと判断した。他方、中労委は一貫して労組法適用者に係ることについては構成割合に関わりなく混合組合は救済申立適格を有するとの命令を出し続けた。そして、大阪府労委が見解を変えて、組合の救済申立適格を認めることになったのは、最初の申立から 17 年後のことであった。

それでも、労働委はなかなか不誠実団交を認めなかった。2008 年、橋下徹が大阪府知事になると、講師の雇用継続を求める団交について新規任用は管理運営事項だという理由で、また労働条件団交については交渉参加者名簿の事前提出がないことを理由に、それまで応じていた団交そのものを拒否することになった。この団交拒否事件について、大阪府労委は講師雇用継続は新規任用であり管理運営事項に当たるとしたが、再審査で中労委は労働条件だから義務的団交事項であると判断した。大阪府は取消行訴に持ち込んだが、東京地裁・高裁とも、混合組合の救済申立適格を認めるとともに、団交拒否についても中労委命令を支持した。大阪府は最高裁に上告した。そして混合組合問題について最高裁の判断が近々出ることになる。

交渉参加者名簿事前提出がないことを理由とした団交拒否についても大阪府労委は救済命令を行った。大阪府は中労委で懲りたため、大阪地裁に行訴した。しかし、大阪地裁も混合組合の救済申立適格を認め、交渉参加者名簿事前提出を定めた法令はないとして、大阪府労委命令を支持した。この事件について大阪高裁は今年 1 月下旬に判決を出すことになった。

公務労働と民間労働の境界

労働委・裁判所が混合組合の救済申立適格を認め、講師継続雇用を義務的団交事項と判断する背景には、非正規公務員の激増と無権利状態がある。また、公務労働と民間労働との境界の消滅もある。

上記の東京高裁判決は、地方公務員には労組法が適用されないとの大阪府の主張を斥けて、一般職の地方公務員が労組法 3 条の「労働者」に該当することは明らかであり、その従事する職務の特殊性から、労組法の適用を排除して（地公法 58 条）、労働基本権を制限しているにすぎない、と判示した。

この判決は地方公務員の労働関係に画期的な意味を持つ。これまでは、第 3 セクターなどに出向した一般職地方公務員の労働条件をめぐる交渉で不当労働行為があったとしても、一般職が地公法適用であることから組合は救済申立ができなかった。ところが東京高裁の理論からすれば、その一般職地方公務員は第 3 セクターという「民間」部門に従事しており「職務の特殊性」はないのであ

るから、労組法が適用されることになり、その組合も救済申立適格を有することになる。さらに論理を進めれば、スト権を行使できることになる。第3セクターに働く労働者は、出向公務員も含めて労働基本権が完全保障された労組法適用労働者となるのである。混合組合は非正規公務員だけでなく正規職の権利拡大というブーメラン効果を生んでいる。

交渉参加者名簿事前提出は、地公法にも国家公務員法にも規定はなく、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（その前身たる国営企業労働関係法）のみが義務づけている。この問題は字数の関係でこれ以上踏み込めないが、まずは該当組合の検討課題であろう。

公務労働運動の発展は主体にかかるとした。

混合組合の権利拡大は労働委・裁判所において確実なものとなった。一般職と特別職、正規と非正規、常勤と臨時・非常勤など、職場の誰もが加入する組合、つまり混合組合に衣替えをする時である。上記の大阪地裁判決は「雇用形態の変化により非常勤雇用が増加し、地公法の適用を受ける者と労組法の適用を受ける者が同一の職場において混在しているのが現状であり、両者は使用者との関係で利害を共通にするところが多く、同一の職場に勤務する者が団結して使用者との交渉等に当たることは、むしろ、労組法適用組合員の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上に資するというべきであり、法が混合組合を許容しているのも、このような理解に基づくものと解される」とした。

同一の職場に勤務する者の団結を阻むものは何か。ひとえに主体の側の問題ではないだろうか。

上越地区労組会議の現状と課題

新潟県・上越地区平和環境労働組合会議

議長 牧田正樹

上越市は、新潟県の南西部に位置し、2005年の平成合併で14市町村が1つになり、面積は東京23区の約1.5倍と広いが人口は20万人弱で減少し続けている。

労組会議の構成単組は、自治労、日教組などの公務員部隊、全港湾の他、規模の小さい全自交や全国一般等15単組で組合員数は約4,400人。事務局には、臨時書記1人を配置し、3役は単組の専従者を中心に担っている。加入単組の拡大を方針化しているが、職場の統廃合などで全農林の県平和運動センター一括加盟や職場の人員削減などで組織人員も減少している。

運動面では、原水禁平和行進や世界大会への参加、沖縄平和行進への参加の他、労組会議として活動家養成を目的として「青年学習交流会」を企画し、今年で5回目となった。参加者はあまり多くはないが、参加した組合員からは「他の職場の様子が聞けて有意義だった」など好評を得ており、今後も発展させていきたい。

地域の特徴として、国内最大規模の柏崎・刈羽原発が管内に隣接していることや上越市の中心部に自衛隊の駐屯地、上越市と妙高市にまたがり関山演習場があることなどから原発、反戦・平和の課題についても関わらざるを得ない状況になっている。

原発の課題では3.11以降、労連系と協力して取り組んできている。また、そのつながりで反戦・平和の課題では、これまで日米共同訓練など「1日共闘」で取り組んできたが、集団的自衛権の行使容認など第2次安倍内閣に対する危機感もあって継続して共闘で取り組んでいこうとなっている。

取り組みの1つの事例として、「観桜会における自衛隊パレードに対する抗議の取り組み」について報告する。

上越市内に高田公園があり、日本三大夜桜と呼ばれる4000本の桜の高田観桜会が毎年4月に開催される。2013年4月に41年ぶりに、観桜会中に自衛隊によるパレードが行われた。県内外から多くの観光客が訪れる観桜会の会場のど真ん中で銃器を携行した自衛隊員と装甲車がパレードするという観桜会に似つかわしくないことが行われた。

去年は5団体による抗議だったが、今年は別紙のとおり14団体で事前に中止の申し入れを行うことができた。(資料3)これは、脱原発の取り組みを通じた運動の広がりによって多くの団体が連名で取り組むことができたものであり、一定の成果ととらえても良いと思う。

一方で、市当局からは「一般市民から担当課に抗議の電話など何もなかった」など、私たちの申し入れが市当局からすると、市民総意の声として受け止めるまでになっておらず、運動の弱さとして現れている。

このように我々の運動はまだ弱いし、保守的な地域ということもあって、大きな世論にはなっていない。しかし、声は小さくても上げ続けなければ、今の危険な流れを容認してしまうことになる。今後も、微力ながら運動強化に向けて汗をかいていく決意である。

【資料3】

高田城百万人観桜会における「自衛隊市中武装行動」の中止を求める要請書

現在、「高田城百万人観桜会」が開催されておりますが、4月19日に、陸上自衛隊高田駐屯地の隊員による「市中武装行動」が行われることになっております。

昨年このイベントが行われ、私たちは、①市民や県内外から多くの観光客が訪れる上越市の最も大きな観光イベントの一つである観桜会のイメージを損ねる、②上越市が平成7年に行った「非核平和友好都市宣言」の主旨に反する、などを理由に抗議し、今後自衛隊による武装行動を行わないよう申し入れを行ってきました。

ところが私たちの声を無視し、今年も武装行動の計画が発表されたことに驚いています。

ついては、19日に行われる予定の武装行動を中止するよう強く要請します。

2014年4月16日

上越市長 村山秀幸 様

要請団体 上越地区平和環境労働組合会議	議長	牧田正樹
上越地区労働組合総連合	議長	布施辰夫
社会民主党上越協議会	代表	本城文夫
日本共産党上越地区委員会	委員長	上野公悦
新社会党上越総支部	支部長	小山一郎
「花見に銃は似合わない」弁護士有志の会	代表	馬場秀幸
上越9条連	代表	細谷恵子
新日本婦人の会上越支部	支部長	米山順子
日本国民救援会上越支部	支部長	山井次男
上越市平和委員会	会長	本間勝
年金者組合上越支部	支部長	長谷川正
原水禁上越支部	代表	小山芳元
えちごユニオン	執行委員長	小山一郎
憲法9条上越ネットワーク		

【女性投稿コーナー】

職場も社会も変えるために声をあげよう

働く女性の交流集会 小城智子

「声をあげよう！職場も社会もかえるために～がんばりかたの転換を～」をテーマに第18回働く女性の交流集会が10月26日、神戸市内のひょうご共済会館で開催されました。この集会は、自治労兵庫県本部女性部、同臨時職員等評議会、I女性会議兵庫県本部などによる実行委員会の主催で行われたもので、各職場の6人からの取り組み報告と労働経済ジャーナリストである小林美希さんの講演により壊された職場や社会への怒りを共有し、一緒に声を上げていく必要性を確認しました。

自治労女性部長の藤原潤子さんの挨拶に続いて6人が報告しました。兵庫県職労神戸支部、社会保険等関連労組、郵政職場、三田市職労嘱託等職員分会、加東市臨時嘱託職員労働組合、武庫川ユニオンの仲間です。強まる人件費削減攻撃の中で、仕事量が増大し妊娠や出産を「おめでとう」と喜べない職場になっていないか、組合の組織率で職場の働きやすさも権利意識も変わってくること、非正規の仲間の雇用を守らなければ職場が壊されていくこと、指定管理者制度が導入される中で組合に結集しての雇用

を守る闘いや、障がい者も健常者も働き続けられるよう環境改善の要求に取り組んできたこと、また、武庫川ユニオンからあからさまな女性差別からの解雇撤回の闘いも報告されました。労働経済ジャーナリストの小林美希さんから「雇用崩壊から社会の在り方をみる」という講演がありました。講師自身が取材してきた労働実態の一つひとつに衝撃を受けました。雇用均等法と引き換えに労基法から女性保護基準が撤廃されたことや非正規労働の増大がもたらした職場や社会の壊され方に本当に怒りがわいてきます。

交流集会の今後についての問題意識です。女性労働者が働き続けるために男女雇用均等法の改正を求めて始まり、正規労働者と非正規労働者の交流が中心になってきました。しかし、自治労でいえば、女性部（かなり非正規労働者の参加も多いのですが）と臨時職員等評議会の学習と交流のパイプは太くなってきました。今回も参加して報告があったユニオンに結集する仲間の参加と報告を通じて、正規と非正規労働者の交流に幅が広がってきました。ここでも数年来意識しているのが、もう一つ若い世代への引継ぎです。実行委員会への参加も併せて努力が必要です。

労働組合からの参加を呼びかけていくことも大事にしたいと考えてきました。色々と行事が重なり、退職者にとっては「働く女性の交流集会」はもう働いていないからと引きがちですが、周りにいる若い仲間、娘や息子たちにも声をかけていただきたいと考えています。神戸ワーカーズユニオンでも、若い小林美希さんのファンという組合員Mさんや二度流産を経験し妊娠したいから軽減勤務を言ったら雇い止めになった組合員Kさんに参加をよびかけました。

「第1回実行委員会」のご案内

- 日 時 1月24日(土)10時半より12時半予定
*当日、実行委員会終了後、午後2時より「研究会」を開催します。引き続き参加をお願い致します。研究会だけの参加もちろん了解です。
- 場 所 全港湾・日港福会館会議室
- 討論内容 ① 第3回討論集会の構想と準備
② 呼びかけ文、呼びかけ人の確認
③ 基調の骨格
④ 会計報告と予算
- 参加連絡先 労運研事務局 mail roukenj2014@yahoo.co.jp
03-3894-6620(TEL/FAX)

■労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)第2回研究会

「公契約条例の広がりといくつかの課題」

—労働運動にどのように位置づけるか—

小畑精武氏（自治労公共サービス民間労組評議会特別幹事）

- 日 時 2015年1月24日(土) 午後2時から5時
参加費 500円（賛同人は無料）

■労働運動研究討論集会

危機的な状況にある日本の労働組合運動を立て直そうと、2013年4月、2014年4月の2回にわたって労働運動研究討論集会を開催してきました。その基調は、新自由主義にもとづく規制緩和政策に対決する運動をつくる、憲法が保障している労働基本権を行使してたたかう労働組合運動を再建することです。そして毎年、労働運動研究討論集会を開催することにしています。

私たちは、新自由主義にもとづく規制緩和によって労働者の働き方と生活がどのように変化したのか、なぜ労働組合運動がたたかえなくなったのかを解明し、個々の地域や産別で頑張っている活動家が共同して連帯を見いだせるように、たたかひの展望をもった情報交換を行い、共有するようします。特に、民間労働者と公務労働者の共通の課題、また正規労働者と非正規労働者との共通の課題について研究し、共同のたたかひをつくり上げていくことを重視します。

非正規労働者の格差をなくす労働契約法第20条の裁判、非正規労働者の労働条件を引き上げる公契約条例制定運動など、公務労働者と民間労働者が一緒になって非正規労働者の決起を応援する労働運動を作り上げようではありませんか。

賛同人、賛同団体になってください

(1) 賛同金

賛同人は、年間1口2,000円（ワーキングプア免除あり）

賛同団体は、年間1口5,000円

納入金額は何口でも結構です。

ワーキングプア減免は自己申告です(ゼロ円も可)。

(2) 特典

毎月発行しているメールマガジン「労運研レポート」をお届けします。

研究会などに無料で参加できます

(3) 申込方法

事務局 roukenj2014@yahoo.co.jp にメールで申し込んでください。振替用紙を送ります。通信欄に、名前（あれば所属団体、肩書き）、連絡先（必ずメールアドレス）を書いてください。

賛同人、賛同団体は公表しません。

編集後記▼七号は新年号として通常
一二Pを一六Pで皆さんにお届けし
ます。▼今回のテーマは新年号ですの
で二〇一五年をいかに闘うのか、各自
の問題意識を率直にとお願いしまし
た。▼春闘は、官製春闘と揶揄される
ほどに形骸化しています。しかし労働
者にとって春闘は、生活を少しでも改
善するための賃金引上げの闘い、差別
と競争、賃下げをもたらす成果主義賃
金に反対する闘い、非正規労働者の正
規化・均等待遇の実現のための闘いに
集中するときです。知恵も工夫も必要
です。▼二〇一三年日本で百万ドル以
上の資産をもつ富裕層は前年から4
2万人増え233万人となり、その資
産の総額は約127兆円増え、652
兆円。他方、貯蓄を保有していない世
帯の割合は前年から五%増え三二%
となった。累進課税と資産課税強化こ
そ春闘での国民的課題ではないか。▼
次号は公契約を中心とした公務職場
課題を考えてみたいと思います。C